

神戸市運営推進会議運営指針

1. 目的

神戸市運営推進会議運営指針(以下「運営指針」という。)は、運営推進会議(以下「会議」という。)が、地域密着型サービスの趣旨を踏まえ、法令に定められた責務を遂行するほか、「地域に密着した介護サービスの運営方針」(以下「運営方針」という。)の策定及び実施状況を監視・評価するための機関として適切に運営されることをもって、地域密着型サービス事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与することを目的とする。

2. 会議の運営にあたっての留意事項

(1) 会議運営ルール

① 会議運営ルールの明文化

効率的な開催と議事運営のため、運営推進会議の運営ルールの明文化に努める。

(例)・本指針に示した事項の全部又は一部について、「運営要綱」「運営要領」「運営規程」等の形で明文化する。

② 構成員の人数について

運営推進会議が法令に定められた責務を遂行する必要性及び、事業所または地域ごとの実情を踏まえ、構成員の適切な構成及び人数をあらかじめ定めるよう努める。なお、議事成立人数を定める場合(③参照)、構成員の構成及び人数を定めることが前提となる。

(例)・会議の構成員は、「利用者及び家族」、「地域住民の代表者」、「知見を有する者」、「地域包括支援センター職員」を合わせて 6 名以上とする。ただし、恒常に会議に出席しない者や恒常に出席しないことが見込まれる者については、構成員としない(「利用者及び家族」はその限りでない)。

・構成員のうち、外部から招く者(以下「外部構成員」という。)については、「地域住民の代表者」を 2 名以上(注)、「知見を有する者」、「地域包括支援センター職員」についてそれぞれ 1 名以上、合わせて 4 名以上とする。なお、「地域住民の代表者」のうち 1 名については、「知見を有する者」と兼ねることを妨げない。

注: 地域住民の代表者を 2 名以上とすることについては、「神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針」(以下「指導指針」という。)に基づき指導しているところであり、必須事項であることに注意すること。

③ 議事成立人数について

円滑に議事を運営し、かつ構成員欠席に伴う未開催が頻発することを防止するため、議事が成立するための人数をあらかじめ定めるよう努める。

(例)・議事は、構成員全員のうちの過半数以上、かつ外部構成員のうち過半数以上の

出席を以って成立するものとする。

④議事について

効率的に議事を運営し、過不足なく議論を行うため、議事を司る議長を置くよう努める。

(例)・議長を置く。

- ・議長のほか、議事における役割分担を明確にする(議題説明者、書記等)。
- ・議長を置くときは、議事の公平性・客觀性を高めるため、事業者の関係者(当該事業所の従業者及び事業所を運営する法人及び系列法人等の役員・社員・職員・構成員等)でない者かつ、行政関係者(地域包括支援センター職員)でない者から選任するよう努める。

⑤開催頻度及び開催計画について

法令上求められる開催頻度(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「基準省令」という。)第34条に基づく)を遵守し運営推進会議の責務を果たすため、計画的な開催に努める。

(例)・明文化したルール等において、開催回数は年度中(又は暦年中)6回以上とすることを定める。

- ・開催計画(年度間又は暦年間の開催年月日を定めるもの)を作成し、あらかじめ構成員に周知する。なお、構成員の出席率向上のために、計画した開催年月日を適宜変更することは差し支えない。
- ・上記開催計画において、開催日ごとに予定される議題(主なもので可)をあらかじめ定めておく。

(2)構成員

①「地域住民の代表者」について

「地域住民の代表者」を例示すると、以下の通りである。

(例)・自治会・婦人会等の地域団体の代表者等
・民生委員
・老人クラブの代表者等
・当該運営推進会議において地域住民の代表者と認められる者

②「知見を有する者」について

ア)「知見を有する者」は、基準省令第34条において、当該運営推進会議設置事業所が提供するサービスについて知見を有する者であるとされていることに注意すること。なお、本指針施行時において既に「知見を有する者」を選任している事業所において、当該知見について未確認であること等を理由に、係る構成員を交代させる必要はない。

イ)「知見を有する者」は、議事の公平性・客觀性を高めるため、事業者の関係者(当該事業所の従業者及び事業所を運営する法人及び系列法人等の役員・社員・職員・構成員等)でない者かつ、行政関係者(地域包括支援センター職員)でない者を以って充てるよう努める。

ウ)行政実務経験者を「知見を有する者」に充てる場合は、神戸市の現職員でない者を以

って充てる。

エ)「知見を有する者」を例示すると、以下の通りである。なお、例示した資格・肩書き等は、当該運営推進会議設置事業所が提供する介護保険サービスについて知見を有することを保証するものではないことに注意すること。

- ・高齢者福祉や介護保険制度等に関する学識経験者・教育者
- ・社会福祉士又は介護福祉士若しくは介護支援専門員等、高齢者福祉・介護に係る資格を有する者
- ・高齢者福祉事業の従業者又は従事経験者
- ・当該地域を所管する医師会の代表者等やその他の医療関係者(看護師、保健師等)
- ・同種事業の他事業所の職員
- ・高齢者福祉・介護関係の行政実務経験者(神戸市の現職員を除く)

(3)議題

①必須の議題

ア)運営方針関連(指導指針に基づく)

(例)・運営方針の策定・変更(策定・変更時に議題とする)

- ・運営方針の実現のための具体的方策の検討(方策検討時に議題とする)
- ・運営方針の実施状況の報告及び評価(毎回もしくは定期的に議題とする)

イ)活動状況の報告及び評価関連(基準省令に基づく)

(例)・サービスの提供内容(小規模多機能型居宅介護における提供回数等の報告も含む)に対する評価及び要望・助言等(回ごとのテーマを決める等して、毎回もしくは定期的に議題とする)

- ・自己評価及び外部評価の内容検討及び要望・助言等(定期的に議題とする)
- ・地域交流の実施状況に関する評価及び要望・助言等(定期的に議題とする)
- ・事故・ひやりはっと事例及び改善取り組みの評価及び要望・助言等(定期的に議題とする)
- ・苦情・要望への対応の評価及び要望・助言等(定期的に議題とする)

ウ)介護保険外サービスの費用負担関連

(例)・介護保険外の費用受領ルールの評価(当該ルールの新設・変更時に議題とする)

- ・介護保険外の費用の收受・支払い状況の報告及び評価(定期的に議題とする)

②その他の議題例

ア)従業者の資質向上関連

(例)・従業者の各種研修受講の状況の報告及び評価(定期的に議題とする)

イ)事業所運営に係る報告(毎回もしくは定期的に議題とする)

(例)・利用者数、新規入居者・退去者数等

- ・人員配置(従業者総数、勤務シフト等)の変動
- ・事業所単体又は運営法人の収支・決算状況(会計年度毎に議題とする)
- ・行政から受けた指導の内容及び改善状況(指導を受ける毎に議題とする)

ウ)その他

(例)・地域住民が参加する事業者主催の催しの提案・企画

- ・地域で開催される催しへの参画・協力内容
- ・地域交流スペースの活用方法
- ・民生委員や自治会役員等による在宅要援護者支援活動との連携
- ・家族会からの報告(家族会がある場合)
- ・市外からの転入者の受け入れに関する報告及び評価

(4) その他

①記録の公表(基準省令に基づき必須とする)

- ア)議事の概要を公表すること。公表は事業所窓口において行うことを原則とする。
- イ)公表にあたっては、一般の方が知り得るよう努めるほか、とりわけ、地域住民への周知について配慮すること。
- ウ)公表にあたっては、利用者及び家族の個人情報の保護に配慮すること。

エ)公表方法の例

- ・事業所窓口等、訪問者が見やすいところに、自由に閲覧できるようファイリングして設置または掲示する。
- ・事業所の会報(利用者・家族向け、職員向け、外部向け等)に掲載する。
- ・事業所のホームページに掲載する。
- ・事業所窓口やホームページで閲覧できることを、運営推進会議をはじめ、地域の集会や回覧板等で周知する。

②記録の保管(基準省令の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(以下「解釈通知」という。)に基づき必須とする)

会議の記録は、少なくとも、開催日の翌日から起算して2年間(24ヶ月間)保存すること。ただし、兵庫県及び神戸市が、従前から、サービス提供に関する記録等を5年間保存するよう指導していることに鑑み、会議の記録も5年間(60ヶ月間)保存するよう努めること。

附則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この指針は、令和8年4月1日から施行する。